

1. 基本計画の位置付け
2. SDGs（持続可能な開発目標）との関連付け
3. 基本計画の体系
4. 3つの“鳥栖スタイル”に沿った施策
5. 基本目標を実現するための施策
6. 基本目標を推進するにあたっての考え方

# 1. 基本計画の位置付け

基本構想に位置付ける将来都市像や基本目標を実現するために、各種施策を体系化し具体的に示したものの。

基本計画には、6つの基本目標毎に施策の方向性や主な取組等を示すとともに、基本目標を推進するにあたっての考え方を示しています。

## 2. SDGs（持続可能な開発目標）との関連付け

2015年9月の国連サミットにおいて、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標が採択され、「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられました。

本市としても、基本目標毎に位置付ける各種施策の推進において、SDGsの理念を意識しながら取り組むために、各種施策とSDGsとの関連付けを行いました。



# 3. 基本計画の体系

3つの“鳥栖スタイル” ①住み良さを実感し、誇りにできるまち ②市民がつながり、活躍できるまち ③九州を繋ぎ、リードするまち		基本目標	施策
		1.自然との共生を図り、未来へつなぐまち 	1.自然環境保全と循環型社会の推進 2.集い、交流する緑の空間の創出 3.魅力ある歴史的資源を保存・活用・継承
2.快適な生活を支えるまち 	1.都市と自然が調和した計画的な土地利用 2.魅力ある賑わい拠点の形成 3.社会基盤施設の整備と安定的な維持管理 4.快適に通行できる幹線道路の整備 5.分かりやすく、利用しやすい、地域に愛される公共交通の実現		
3.安全で安心して暮らせるまち 	1.市民の大切な生命と財産の保全 2.暮らしの安全と安心の確保 3.快適な住環境の提供		
4.誰もがいきいきと暮らせるまち 	1.心身ともに健やかであるための健康づくり 2.安心して医療が受けられる体制づくり 3.認め合い、支え合う高齢者・障害者福祉の推進 4.つながり、支え合う地域福祉の推進 5.安心と自立を支える社会保障の推進 6.自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進 7.人権が尊重される社会の実現 8.男女共同参画社会の実現 9.多文化共生社会の実現		
5.子どもが心豊かに育つまち 	1.子どもを安心して産み、育てられる環境づくり 2.未来を創る子どもを育む教育の推進 3.安全で安心して学べる教育環境づくり 4.青少年の心豊かな育みの推進		
6.活力と賑わいにあふれるまち 	1.農林業の振興 2.商工業の振興 3.観光の振興 4.スポーツの振興 5.文化芸術の振興		
<b>基本目標を推進するにあたっての考え方</b> 			
○協働のまちづくり ○効果的・効率的な行政運営の推進 ○持続可能な財政運営の推進			

将来都市像 「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖―“鳥栖スタイルの深化”―」

# 4. 3つの“鳥栖スタイル”に沿った施策

将来都市像「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖 – “鳥栖スタイルの深化” –」の実現に向けて、基本構想に位置付ける3つの“鳥栖スタイル”の方向性に沿った施策に取り組んでいきます。

## ① 住み良さを実感し、誇りにできるまち

基本目標	施策
1. 自然との共生を図り、未来へつなぐまち	1. 自然環境保全と循環型社会の推進
	2. 集い、交流する緑の空間の創出
	3. 魅力ある歴史的資源を保存・活用・継承
2. 快適な生活を支えるまち	1. 都市と自然が調和した計画的な土地利用
	2. 魅力ある賑わい拠点の形成
	3. 社会基盤施設の整備と安定的な維持管理
	4. 快適に通行できる幹線道路の整備
	5. 分かりやすく、利用しやすい、地域に愛される公共交通の実現
3. 安全で安心して暮らせるまち	1. 市民の大切な生命と財産の保全
	2. 暮らしの安全と安心の確保
	3. 快適な住環境の提供
4. 誰もがいきいきと暮らせるまち	2. 安心して医療が受けられる体制づくり
	6. 自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進
	7. 人権が尊重される社会の実現
	8. 男女共同参画社会の実現
	9. 多文化共生社会の実現
5. 子どもが心豊かに育つまち	1. 子どもを安心して産み、育てられる環境づくり
	2. 未来を創る子どもを育む教育の推進
	3. 安全で安心して学べる教育環境づくり
	4. 青少年の心豊かな育みの推進

# 4. 3つの“鳥栖スタイル”に沿った重点施策

## ② 市民がつながり、活躍できるまち

基本目標	施策
4. 誰もがいきいきと暮らせるまち	1. 心身ともに健やかであるための健康づくり
	3. 認め合い、支え合う高齢者・障害者福祉の推進
	4. つながり、支え合う地域福祉の推進
	5. 安心と自立を支える社会保障の推進
	6. 自己実現の喜びにつながる生涯学習の推進
	7. 人権が尊重される社会の実現
	8. 男女共同参画社会の実現
	9. 多文化共生社会の実現

## ③ 九州を繋ぎ、リードするまち

基本目標	施策
2. 快適な生活を支えるまち	2. 魅力ある賑わい拠点の形成
	4. 快適に通行できる幹線道路の整備
6. 活力とにぎわいにあふれるまち	1. 農林業の振興
	2. 商工業の振興
	3. 観光の振興
	4. スポーツの振興
	5. 文化芸術の振興

# 5. 基本目標を実現するための施策

## 基本目標1 自然との共生を図り、未来へつなぐまち



### 施策1 自然環境保全と循環型社会の推進

#### 施策の方針

豊かな水と緑あふれる自然環境、快適で住みよい生活環境、地球環境を守り、育て、子どもたちへ引き継ぎます。また、4R（断る、減らす、再利用する、資源化する）を実践し、限られた資源を有効利用することで、循環型社会の構築を目指します。

#### 現状と課題

- ・市内全小学校や各町区における環境教育・環境講座やまちづくり推進協議会と連携した定期的な環境美化活動に取り組んでいます。今後は、近年増加している外国人住民をはじめ、これまでアプローチできていない層が身近な自然・環境への関心を持てるよう、裾野を広げるための取組を行っていく必要があります。
- ・近年、全国各地で発生している台風や大雨等による自然災害は、地球温暖化に伴う気候変動による影響と考えられています。このため、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスである二酸化炭素などの排出量を抑制する取り組みを進めていく必要があります。
- ・プラスチック製買物袋の有料化など日常生活への影響もあり、環境への関心が高まっている一方で、市内の資源回収推進団体や町区での資源物コンテナ分別収集による資源物の回収量は減少し、リサイクル率は低迷しているため、その改善を行っていく必要があります。
- ・環境問題は日常生活や事業活動に起因するものが多く、市民一人ひとりの環境問題への意識醸成とともに、循環型社会への対応に取り組んでいく必要があります。

#### 施策の体系

主な取組	内容
自然・環境保全活動の推進	市民や事業者が自然・環境について学ぶとともに、自然と触れ合う機会の創出に取り組みます。また、市民等との連携による環境保全や環境美化の活動に取り組みます。
地球温暖化対策の推進	地球温暖化の原因とされる温室効果ガスを抑制するための対策に取り組みます。
ごみ減量とリサイクルの推進	ごみの減量化や、資源物の分別収集によるリサイクルに取り組みます。

#### 施策の指標

項目	現状 (R1)	目標 (R7)
環境美化活動参加者数	1,731 人	
市民1人1日当たりの資源物以外のごみ排出量	877 g/人・日	
リサイクル率	24.9%	



# 6. 基本目標を推進するにあたっての考え方

## ①協働のまちづくり



### 方向性

まちにかかわる市民がそれぞれ考え、実践し、知恵を出し合い、共に汗をかき、それぞれの役割を果たしながらまちづくりを進めるために、幅広い市民ニーズを的確に把握するとともに、多様な主体が互いに協力しながらまちづくりに関わる事ができる環境づくりを推進します。

### 現状と課題

- ・まちづくり推進協議会が設立されたことにより、各地区のまちづくり推進センターを拠点として、地域の一体感や住民同士の連携が深まってきたことで、地域住民が自主的に地域での様々な活動を進めていく環境が整いつつあります。一方で、多種多様化する幅広い住民ニーズを把握し、対応していくためには、市民や地域との連携が重要であり、市民の方々が行政の取り組みをはじめとした各種情報を共有できる環境づくりに取り組むとともに、行政サービスや行政施策に対する意見や提案を行う機会を一層充実させることも必要となっています。
- ・また、市民活動団体数の増加や市民協働・活動に対する市民意識の高まりは見られるものの、まちづくり推進協議会をはじめ地域を支える団体や組織では、担い手の固定化や高齢化が進んでおり、今後は担い手、人材不足が懸念されます。さらに、市民活動団体や関係団体間のネットワークも十分とは言えず、相互に連携を図り継続して活動することができる環境を整えていく必要があります。

具体的な考え方	内容
行政情報の共有化と市民の声を聴く機会の充実	行政情報を分かりやすく、的確に発信するために、市報や HP、SNS などの様々な媒体を活用して広報活動に取り組みます。また、市民のニーズ等を幅広く把握し、その市政反映に努めるため、意見・提案を寄せることのできる機会の充実に取り組みます。
市民協働のまちづくりの推進	地域課題の解決とより主体的なまちづくり活動の推進に向けて、まちづくり推進協議会と更なる連携を図っていきます。また、市民相互・市民と行政との協働によるまちづくりの推進のため、市民活動団体等の育成・支援の拠点となす市民活動センターと連携し、市民活動の活性化に取り組みます。